

磐田市勤労者総合福祉センター 管理運営業務仕様書

令和4年6月
磐田市経済産業部経済観光課

目次

1.施設の設置目的・運営方針	2
2.施設等の概要	2
3.指定管理業務の内容	3
4.自主事業等	6
5.管理の基準等	7
6.管理体制(組織)	8
7.その他	9
資料1 配置図	11
資料2 施設及び設備等保守管理業務等一覧	13
資料3 リスク分担表	15
資料4 施設利用実績	16
資料5 利用料収入実績	16
資料6 減免実績	16
資料7 光熱水費の内訳	16
資料8 委託業務の実績	16
資料9 修繕実績	17
資料10 個人情報取扱特記事項	18
資料11 備品一覧	20

1. 施設の設置目的・運営方針

磐田市勤労者総合福祉センター（以下「勤労者総合福祉センター」という）は、勤労者の文化の向上と福祉の増進を図るとともに、雇用の安定を図る目的で設置され、就労支援・雇用促進などの機能を担っている。よって、勤労者総合福祉センターを管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 磐田市勤労者総合福祉センター条例、規則等を遵守し業務を遂行すること。
- (2) 施設、附帯設備及び備品等を常に善良な管理者の注意をもって管理に努めるとともに、施設の有する機能性能を適正に維持すること。
- (3) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこと。
- (4) 地域住民や利用者の意見・要望等を管理運営に反映させ、利用者のサービスの向上に努めるとともに、施設の利用促進を図ること。
- (5) 効率的・効果的な運営を行い、経費の削減に努めること。
- (6) ごみの削減、省エネルギー等、環境に配慮した運営を行うこと。
- (7) 近隣住民、近隣施設、その他関係事業者と良好な関係を維持すること。
- (8) 災害時、緊急時、事故時に備えた危機管理・安全管理を徹底すること。
- (9) 個人情報保護を徹底すること。

2. 施設等の概要

- (1) 名 称 磐田市勤労者総合福祉センター（愛称：ワークピア磐田）

- (2) 所在地 磐田市見付 2989 番地 3

- (3) 設置時期 平成 5 年 6 月開館

- (4) 施設等の概要

敷地面積 4, 464 m²

構 造：鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階

建築面積：1296.65 m²

延床面積：2350.67 m²

施設概要 1階 多目的ホール（247席）、第1会議室（36名収容）、教養文化室（12名収容）、事務室、エントランスホール、情報展示コーナー。コワーキングスペース、厨房、外部団体事務室（磐田国際交流協会、市民活動センター「のっぽ」、男女共同参画センター「ともしあ」）

2階 視聴覚室（54名収容）、第2会議室（36名収容）、第3会議室（36名収容）、工芸実習室（36名収容）

駐車場 北側駐車場、西側駐車場、南側駐車場、東側駐車場

※詳細は、資料1 配置図のとおり。

- (5) 災害等発生時の使用内容

勤労者総合福祉センターは災害時の「指定避難所」に指定されている。災害等（震度5強以上の地震や大雨による水害等）が発生した場合は、市職員が避難所の開設を行うので、指定管理者はその開設及び運営等に協力すること。なお、避難所が開設された場合は勤労者総合福祉センターの使用は中止となるので、指定管理者から利用者へ使用中止の連絡をすること。

また、東側駐車場については、中央公園応急仮設住宅又はその駐車場用地として指定されている。

3. 指定管理業務の内容

(1) 指定管理者が直接行う業務

① 施設の運営に関すること。

ア 磐田市勤労者総合福祉センター条例第3条に規定する事業の実施に関すること。

(ア) 勤労者の文化及び教養の向上に関すること。

(イ) 勤労者福祉の増進に関すること。

(ウ) 雇用の安定に関すること。

a 職業相談等に関すること。(週に5日、1日あたり7時間以上実施すること。)

b 内職相談に関すること。(週に2日、1日あたり6時間以上実施すること。)

c パートタイマー就職相談会に関すること。(年4回実施すること。)

パート人材の雇用を希望する企業と、パートタイマーで働きたいと考える人を一同に集め、直接面談等を通じてマッチングを図る取組み。

(エ) 創業に関すること

a 創業相談に関すること。(週に2日以上で計12時間以上実施すること。)

b コワーキングスペースとレンタルBOX型チャレンジショップの運営に関すること。

コワーキングスペースについては、フリースペースを時間貸しし、利用者同士がアイデアや情報を交換しながら、創業や新たな事業創出の場となるように運営するもの。レンタルBOX型チャレンジショップは、棚の区画を店舗に見立て、創業前や創業間もない事業者が事業PRや顧客獲得の場として利用できるもの。

c 女性起業家育成講座の実施に関すること。

創業支援事業計画における「特定創業支援事業」の要件を満たす内容とし、受講者の情報は市と共有すること。教材費など講座開催の必要経費を、講座受講生から受講料として徴収してもよいものとする。

(オ) 各種講座の実施に関すること。

※(ウ)(エ)については市指定事業として、(ア)(イ)(オ)については指定管理者の自主事業として実施すること。

イ 職員の雇用に関すること。

職員の雇用に当たっては、労働基準法その他労働関係法規を遵守すること。

ウ 利用料金に関すること。

勤労者総合福祉センターについては、地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金を次のとおり採用する。指定管理者は、利用料金を自らの収入として収受し、施設の管理運営に要する経費に充てるものとする。

(ア) 利用料金の設定

利用料金の額は、磐田市勤労者総合福祉センター条例で定めた利用料を上限とする範囲内で市長の承認を受けて指定管理者が設定すること。

指定管理者は、市長の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表するものとする。

※ 消費税及び地方消費税は、利用料金の内税として扱うものとする。

(イ) 利用料金の減免・還付

利用料金については、あらかじめ、市長の承認を得て定めた基準により減免又は還付を行うことができる。なお、磐田市勤労者総合福祉センター条例及び同規則等で規定する減免の対象者による利用については、公益上その他特別の理由があるものとして、利用料金を減額し、又は免除すること。利用料金収入の減収分については、市が支払う委託料に含まれているものとして、別途補填は行わない。

(ウ) 利用料金の見直し

市では、必要に応じて利用料金の見直しを行う場合がある。条例で定める利用料金の額に変更が生じた場合は、指定管理料の変更等について、協議し、決定するものとする。

エ 施設利用に関すること。

- (ア) 施設の利用申請の受付・利用を許可すること。
- (イ) 利用者等からの苦情に対して誠意をもって対応する。また、指定管理者のみでは対応できない場合は、市に連絡し対応すること。
- (ウ) 障がい者に対し、障がいを理由とした不当な差別的扱いをすることがないようにするとともに、社会的障壁を取り除くための合理的配慮を行うこと。ただし、指定管理者のみで対応できない場合は、市とともに行うこと。
- (エ) 受付業務等には十分な人員配置をするとともに、利用者に親切丁寧な対応をすること。
- (オ) 施設の利用年間計画（優先予約）を策定すること。
- (カ) 館内外の清掃
 - ・館内外の日常清掃を実施し、利用者が快適に利用できるよう清潔に保つこと。
 - ・日常清掃で行えない部分については、専門業者による特別清掃（館内外）を実施すること。
- (キ) 閉館（閉場）中の警備に関しては、施設するとともに警備会社への委託により夜間や休館日の安全を確保すること。
- (ク) 施設利用に関して、施設利用者と事前打合せが必要な場合は、これを行うこと。

オ 施設利用の案内に関すること。

- (ア) 利用の手引等を作成し、利用者の問い合わせや相談に対応すること。
- (イ) 催し物（イベント）案内の編集・発行・配付
- (ウ) 電話による問い合わせや施設見学等への対応
- (エ) ホームページの作成・管理

② 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ア 施設設備、備品等の機能維持を図り、安全な利用に供するよう日常点検を行い、必要に応じて部品交換や補修・修繕を行うこと。
- イ 施設敷地の植栽等は、来客者が気持ち良く施設を利用できるように、常に適正な管理を行うこと。
- ウ 日常及び毎月1回定期的な施設整備の点検を実施し、点検報告書を毎月市へ提出すること。
 - ・管理物件が損傷したときは、直ちに市に報告すること。
 - ・その場合、業者の手配、発注、作業日の調整などを行ない、1件あたりの見積金額が50万円以下のものについては、指定管理者の責任と経費負担において実施すること。
 - ・修理後は必ず修理箇所の検査（確認）を行うこと。
 - ・修理箇所については翌月の「業務報告書」で内容を報告すること。
- エ 施設の管理業務日誌を作成すること。
- オ 施設の使用前後の開閉錠及び点検を行うこと。
- カ 駐車場・駐輪場の適正な管理を行うこと。
- キ 管理用品及び消耗品等を購入すること。
- ク 施設に異常が発生した場合には、直ちに市に連絡するとともに、対応について協議すること
- ケ 取扱いに危険を伴うおそれがある設備等の設置・撤収に際しては、事前に利用者に対して取扱いの説明を行い、利用者の安全確保のため、適切な措置を講じること。
- コ 緊急時に対応するため、連絡網整備、事故発生時の応急対策及び日常の安全管理意識の高揚・知識向上のための研修等の実施等を含む業務安全管理計画を整備すること。
- サ 指定管理者は、市に対し、必要に応じて随時連絡調整を行うこと。

③ 備品の管理に関すること。

- ア 備品の管理については管理責任者を選任するとともに、年1回「備品点検」（毎年3月）を実施し、報告書（点検表・配置図）を作成して市へ報告すること。
- イ 備品の配置換えや廃棄が必要になった場合は、市と協議すること。
- ウ 備品の施設外への貸出しもあるため、「備品貸出簿」を作成し、管理を徹底すること。
- エ 自動車の損害賠償保険については、指定管理者の責任と経費負担で加入すること。

※備品は市で使用する場合があります。

※1件あたりの見積金額が50万円以下の備品修理は指定管理者の責任と経費負担で行うものとし、1件あたりの見積金額が50万円を超えるものについては、市の責任と経費負担において実施する。

(2) 施設の維持保全に関する業務

① 業務別内容

- ア 定期清掃業務
- イ 樹木管理業務
- ウ 警備保障業務
- エ 空調設備保守点検業務
- オ 自家用電気工作物保守点検業務
- カ エレベーター保守点検業務
- キ 多目的ホール音響設備及び視聴覚室A V設備保守点検業務
- ク 多目的ホール舞台設備及び舞台機構設備点検業務
- ケ 多目的ホール電動式移動観覧席保守点検業務
- コ 自動ドア保守点検業務
- サ 特殊建築物、建築設備定期調査報告業務（設備、建物）
- シ 消防用設備保守点検業務
- ス ピアノ保守点検業務
- セ トイレ洗浄脱臭剤定期検査業務
- ソ 臨時駐車場樹木管理業務
- タ 一般廃棄物処理業務
- チ キッチン内清掃業務
- ツ 消毒・害虫防除業務

※ 上記業務についての仕様は資料2施設及び設備等保守管理業務等一覧のとおり。

② 上記業務を第三者に委託する場合は、次の事務を適正に行うこと。

- ア 業務を第三者へ委託する場合は、あらかじめ市の承認を得ること。
- イ 委託先を明確にするため必ず契約書を作成する。なお、契約締結後は契約書の写しを市へ提出すること。
- ウ 第三者に委託した業務について、当該第三者から他の者に委託させてはならない。
- エ 第三者に業務を委託した場合は、全て指定管理者の責任において行い、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害は指定管理者の責めに帰する。
- オ 作業日程や方法について委託先と協議し、業務の内容を把握すること。
- カ 点検結果等の報告書により設備等に不備があった場合には、直ちに市に報告するとともに、速やかに対応すること。

(3) 利用者調査等の実施

指定管理者は施設の効率的な管理運営や市民サービス向上のため「利用者アンケート調査」を毎年実施し、利用者の意見・ニーズを集約し、事業報告書で市に報告すること。

利用者アンケート調査の時期は、毎年4月から3月末までの間で年2回実施すること。

※市で同様のアンケートを実施する場合にも、指定管理者の独自のアンケートとして別途実施すること。

(4) 業務報告（例月報告）

指定管理者は、毎月、次の事項について「業務報告書」を作成し、その翌月の10日までに市に提出するものとする。

- ① 利用実績（利用件数・利用人数・利用料金・減免額等）
- ② 修繕等実施状況の報告
- ③ 施設点検の実施状況

- ④ 指定事業の実施状況（相談業務等）
- ⑤ 自主事業の実施状況
- ⑥ その他報告事項

(5) 事業報告（年度報告）

指定管理者は、毎年度、次の事項について「事業報告書」を作成し、年度終了後 30 日以内に市に提出し、確認を得るものとします。また、年度途中において、市が指定を取り消した場合は、指定が取り消された日から 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、市に提出するものとする。

- ① 年間利用実績（利用件数・利用人数・利用料金・減免額等）
- ② 年間修繕等の実績報告
- ③ 委託（再委託）業務の実績報告
- ④ 指定事業の実施状況（相談業務等）
- ⑤ 自主事業の実施状況
- ⑥ 特筆すべきサービス内容
- ⑦ 収支報告書（備考欄には、具体的に詳細を記載すること）
- ⑧ その他報告事項

(6) 年度別事業計画書等の作成

毎年 12 月末日までに、「次年度事業計画書（案）」を作成し、市に提出するものとする。なお、作成にあたっては、市と調整を図るものとする。また、指定管理者は、申請時に提案された事業計画を基本として、毎年度市が指定する期日までに次の事項について「事業計画書」及び「収支予算書」を作成し、市に提出し、確認を得るものとする。

- ① 管理運営執行体制（組織図、各責任者、従業員配置表、従業員配置ローテーション表等）
- ② 指定事業計画書
- ③ 自主事業計画書
- ④ 修繕計画書
- ⑤ 委託（再委託）業務の計画書
- ⑥ 収支計画書（備考欄には、具体的に詳細を記載すること。）
- ⑦ サービス向上のための計画
- ⑧ 施設の利用促進に向けた計画

※内容に変更が生じた場合、速やかに報告すること。

(7) その他指定管理者が行わなければならない業務

その他勤労者総合福祉センターの管理に関し必要と認める一切の業務（経理業務、コピーサービス、公衆電話の管理等）

4. 自主事業等

「自主事業」とは、施設の設置目的に沿って指定管理者が独自に企画し行う事業である。指定管理者は利用者サービスの向上を図るとともに施設を有効活用するため、次の事項に留意し、仕様書 3-(1)-①-アに定める内容を中心に、その内容を事業提案書により提案すること。なお、実施にあたっては事前に市の承認が必要とする。さらに、施設内の自動販売機を設置する場合は、(1)に関する事項についても留意すること。

また、指定管理者に選定された団体から、応募時に提案された事業について、全てが実施できるとは限らないので、注意すること。

- ① 自主事業の実施により収入を得た場合、その収入は指定管理者の収入とし、自主事業の実施に要する経費は、指定管理者の負担とし、市が支払う委託料には含まれない。
- ② 自主事業の実施の可否は、施設の設置目的に照らして判断するが、設置目的を踏まえてふさわしくないと判断される事業の場合は、実施を承認しない場合がある。
- ③ 自主事業が本来業務（指定管理業務）に支障を与えていると判断される場合は、自主事業の改

善、中止等を命じる場合がある。

- ④ 実施時期や時間は施設を有効に活用するため、既存利用者とのバランスを考慮して計画すること。

(1) 施設内の自動販売機

指定管理者が、施設内に自動販売機を設置する場合は、市に対して行政財産の目的外使用許可を申請し、事前に協議し、承認を得てから実施するものとする。なお、設置等にあたっては、別途使用料を市に支払うこと。光熱水費相当額については、委託料に含まないので、指定管理者の負担で電気事業者等に支払うこととする。

また、指定管理者以外の者が使用する場合も同様に、光熱水費は指定管理者が電気事業者等に一括して支払い、後に使用者から使用量に応じて徴収すること。

なお、現在、磐田原総合開発株式会社が設置している自動販売機については、引き続き同社に使用許可をし、同社は、指定管理者に対し電気料を支払うものとする。

5. 管理の基準等

(1) 開館時間、休館日

① 開館時間

午前9時から午後9時。日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。）は、午前9時から午後5時まで。

② 休館日

ア 月曜日。ただし、その日が祝日に当たるときは、その翌日。

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

③ 開館(開場)時間及び休館(休場)日の変更

市が特に必要があると認めるとき、又は指定管理者が必要と認めたときで、あらかじめ市の承認を受けたときは、臨時に開館(開場)時間及び休館(休場)日を変更することができる。

④ 休館(休場)日の変更、開館(開場)時間の変更に関する提案について

あらかじめ市の承認を受けることにより、休館日の削減、開館(開場)時間の延長等、条例を上回る基準で当該施設を管理することが可能であるため、利用者サービスを図る観点からその内容を事業計画書により提案すること。

(2) 使用等の基準

① 磐田市勤労者総合福祉センター条例及び同施行規則によるものとする。

② 指定管理者は、これらの基準と標準処理期間を磐田市行政手続条例の規定により、当該施設において公表することとする。

③ 優先利用に関しては、市の主催・共催・委託事業であることが確認できる場合に認めるものとし、その他特別に配慮が必要であると考えられる場合は、市と協議するものとする。

(3) 遵守すべき法令

勤労者総合福祉センターの管理運営業務を行うにあたっては、次の各号に掲げる法令等その他勤労者総合福祉センターの管理運営を行う上で必要な法令等を遵守するものとする。

なお、指定期間中に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

① 地方自治法、同施行令及び同施行規則ほか行政関係法令

② 個人情報の保護に関する法律

③ 建築基準法、消防法、電気事業法その他の建物及び設備の管理に関する法令等

④ 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法その他の労働条件に関する法令等

⑤ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び障害者の雇用の促進等に関する法律

⑥ 磐田市勤労者総合福祉センター条例及び同施行規則

⑦ 磐田市個人情報保護条例及び同施行規則

⑧ 磐田市情報公開条例及び同施行規則

⑨ 磐田市行政手続条例及び同施行規則

⑩ 磐田市暴力団排除条例及び同施行規則

⑪ その他管理運営に適用される法令等

(4) 個人情報の取扱い

指定管理者が指定管理業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合は、資料10「個人情報取扱特記事項」に従い、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び棄損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じること。

(5) 文書の管理及び保存

指定管理者が指定管理業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、市の文書事務に関する諸規定に基づいて、別途「文書等管理規程」を定め、適正に管理・保存すること。また、指定期間終了時には、市の指示に従うものとする。

(6) 情報公開

指定管理者が指定管理業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途「情報公開規程」を定め、適正な情報公開に努めることとする。
※市は必要に応じて指定管理者に公開を求めることができることとする。

(7) 責任分担と損害賠償

① リスク分担

管理運営業務を行うにあたり、想定されるリスクの分担については、資料3「リスク分担表」のとおりとする。

また、リスク分担表に定める事項で疑義がある場合又はリスク分担表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、協議の上リスク分担を決定するものとする。

② 損害賠償請求等への対応

指定管理者の責に帰すべき事由により、施設及び設備等が使用に耐えなくなった場合、あるいは指定管理者の責に帰すべき事由により、利用者等に被害が及んだ場合は、その損害の全部又は一部について賠償するものとする。このため、指定管理者は、あらかじめ管理運営業務に関する危険負担の軽減のため、指定管理者の負担で必要な保険に加入するなど、必要な措置を講じること。

なお、火災保険は市において「建物総合損害共済（全国市有物件災害共済会）」に加入します。

＜現在市が加入している保険の概要＞

ア 建物総合損害共済（全国市有物件災害共済会）

イ 市民総合賠償保険（全国市長会）

賠償責任保険

身体賠償 1人につき1億円、1事故につき10億円

財物賠償 1事故につき2,000万円

6. 管理体制（組織）

(1) 資格及び人員等

各施設を安全かつ安定して管理運営するために必要な人数の常勤職員及び非常勤職員を配置するものとする。

① 施設の管理運営を行うにあたり、適切な数の人員を配置すること。また、人員のうち管理運営業務に専従し管理運営の責任を負うものとして、施設長を選任すること。

② 人員のうちに甲種防火管理者を置くこと。

③ 施設等管理業務・各相談業務を行うため、知識及び豊富な経験・資格等を有する相談員を配置すること。

④ コワーキングスペースの運営を円滑に行うとともに利用率の向上を図るため、創業に関する知識があり、プロデュース能力を有する人員を配置すること。

⑤ 管理運営に従事する職員は、常に清潔な服装を心がけ、利用者が施設の職員とわかるよう名札を着用すること。

- ⑥ 本業務にあたる職員の名簿を作成し、事業計画書に明示し市へ提出すること。

(2) 非常時の体制

- ① 施設内で火気を使用しないよう利用者に注意すること。
- ② 指定管理者は、防災、防犯、事故等の予防のため、あらかじめ具体的計画を記載したマニュアルを作成するなど、防災等の体制を整えること。また、防火管理者を選任し、消防計画を作成して所轄消防署へ提出すること。
- ③ 防火対象物定期点検報告制度に基づく点検を行ない、その結果を所轄消防署に報告すること。
- ④ 緊急時の対応マニュアルを作成し、担当職員に周知するとともに利用者の避難誘導訓練を年1回以上実施すること。
- ⑤ 市内で大規模な災害等が発生した場合は、施設の使用を中止させ、利用者の安全を確かめた上、市へ施設の被害状況等を報告すること。
- ⑥ 施設に設置しているAEDが誰でも使用できるよう、すべての職員に講習会を受講させること。
- ⑦ 施設内において施設の破損や事故、利用者にケガ等があった場合は人命救助を第一とした必要な応急処置を講じるとともに、市へ連絡すること。後日、文書で顛末を報告すること。
- ⑧ 勤労者総合福祉センターは災害時の「避難所」に指定されており、災害等（震度5弱以上の地震や大雨による水害等）が発生した場合は、市職員が避難所の開設を行うので、指定管理者はその開設及び運営等に協力すること。なお、避難所が開設された場合は勤労者総合福祉センターの使用は中止となるので、指定管理者から利用者へ使用中止の連絡をすること。
- ⑨ 市が実施する防災訓練の際には、指定避難所としての責務が果たせるよう、積極的に協力すること。

(3) その他

- ① 地元雇用に配慮すること。
- ② 施設に勤務する職員に変更がある場合はその都度報告すること。

7. その他

(1) 市主催事業等への協力

指定管理者は、下記に挙げる市の主催事業等に協力するものとする。

- ① 市が主催する事業は優先して実施できるよう協力すること。
- ② 行政視察者や見学等への対応に協力すること。
- ③ 市の発刊物やチラシの配置、ポスターの掲示等に協力すること。

(2) 光熱水費等の取扱い

勤労者総合福祉センターでの指定管理者以外の者が使用する行政財産の目的外使用、行政財産の一時使用に係る光熱水費相当額については、委託料に含まれていないので、指定管理者が電気事業者等に一括して支払い、後に使用者から使用量に応じて徴収することとする。

現在、勤労者総合福祉センターは【スマートエナジー磐田㈱】から電力を調達しており、指定管理者は、市が指定した場合は、特定規模電気事業者から電力を調達するものとする。

(3) 環境への取り組み

指定管理者は、環境管理推進員を配置するとともに、廃棄物排出量記録表など市が依頼する書類を提出するなど、市が取り組むエコアクション21に協力するものとする。

(4) 監査等への協力

指定管理者は、磐田市監査委員により経理などの状況についての監査の請求があった場合、これを受けるものとする。また、監査により業務改善の指摘があった場合は、速やかにそれに対する是正措置を行うものとする。

また、施設管理に伴う市からの各種調査依頼があった場合には、データの提出など定められた期日までに対応するものとする。

(5) 占有団体の取扱い

現在、勤労者総合福祉センターには行政財産使用許可により、磐田国際交流協会が入居し、磐田原総合開発株式会社が自動販売機を設置しており、引き続き市長の権限に基づき入居及び設置の判断を行うとともにそれに係る手続きは市が行う。

(6) 大規模修繕等の予定

勤労者総合福祉センターでは、指定管理期間内において改修工事を実施する予定がある。その場合は、指定管理運営業務の範囲又は実施条件の変更に関する協議の中で、委託料の変更について、決定することとする。

なお、現在予定している改修工事は下記のとおり。

①外壁改修工事（令和5年4月～）

(7) キャッシュレス決済の導入

市では現在、市役所窓口や公共施設等においてキャッシュレス決済の導入を進めている。指定管理施設においても、利用者の利便性向上及び感染症対策の一環として、施設窓口での支払い時のキャッシュレス決済導入等の検討をすること。

(8) その他（仕様書等に記載のない事項の取扱い等）

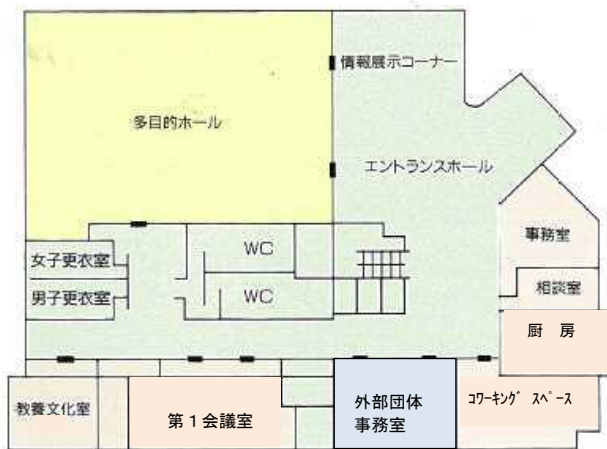
① 本仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と誠意をもって協議し決定する。

② 本仕様書に定めがないものについては、市と別途協議するものとする。

資料 1 配置図

平面図

1 階



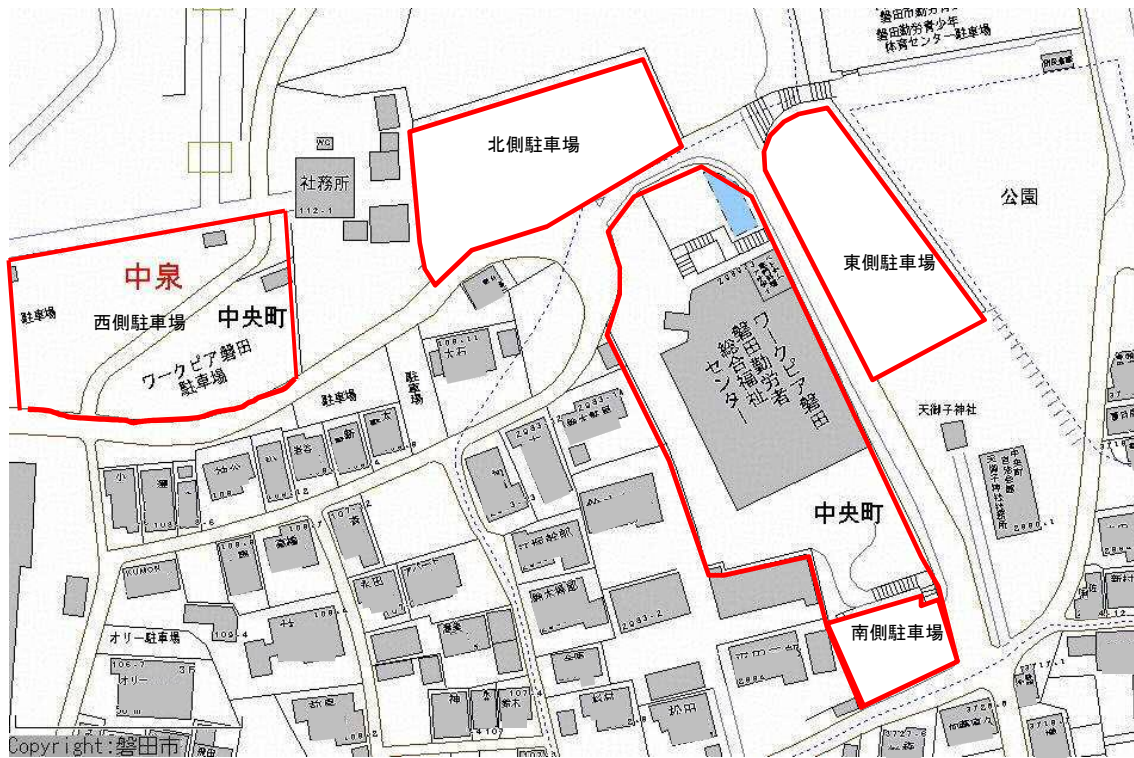
2 階



位置図



施設概要図



資料2 施設及び設備等保守管理業務等一覧

番号	委託業務名	業務の内容
ア	定期清掃業務 (日常清掃、定期清掃業務)	・ 日常清掃 業務内容：館内の床清掃、トイレ清掃、汚物の処理、什器等清掃、建物敷地内の清掃 実施日程：休館日を除く週5日／午前8時30分から午後4時30分 実施人数：1.0名／1日 ・ 定期清掃 床清掃 1階2階 910㎡(年3回) 床清掃 フローリング (年1回) 床清掃 ジュウタン 332㎡(年1回) ガラス清掃 350㎡(年2回) 屋上清掃 (年1回)
イ	樹木管理業務	・ 寄植剪定、高木弱剪定、生垣刈込、ヘデラ縁切：年1回 ・ 機械除草、薬剤散布：年2回 ・ 抜取除草：年3回
ウ	警備保障業務	機械警備による防犯(進入)監視、火災監視、非常通報サービス。 事故確知時における関係先への通報、連絡。警備実施事項の報告。 ・ 警備時間 開館日：午後9時から午前9時 休館日：終日
エ	空調設備保守 点検業務	空調設備の保守整備点検を行なう。 ・ 対象機種：吸収式温水発生機、冷却塔、冷却水ポンプ、冷温水ポンプ、膨張タンク各1台、ファンコイルユニット49台、エアハンドリングユニット1台、空冷式冷暖房機7台、電気湯沸し器2台 ・ 点検回数：年4回
オ	自家用電気工 作物保守点検 業務	電気工作物(設備容量250KVA、受電電圧6600V)の点検 ・ 通常点検：隔月1回、年次点検：年1回
カ	エレベーター 保守点検業務	・ 乗用エレベーター1台(9人乗り) ・ 定期点検：月1回 ・ 建築基準法に基づく法定検査：年1回
キ	多目的ホール 音響設備及び 視聴覚室AV 設備保守点検 業務	・ 多目的ホール音響設備 一式、視聴覚室AV設備 一式 ・ 定期点検：年1回 ・ 障害発生時における修理・復旧対応
ク	多目的ホール 舞台設備及び 舞台機構設備 点検業務	・ 舞台調光設備一式、舞台機構設備一式 ・ 設備点検：年1回
ケ	多目的ホール 電動式移動観 覧席保守点検 業務	・ 型式 電動式椅子付移動観覧席 PCS-2202 1台 209席 ・ 保守点検：年1回
コ	自動ドア保守 点検業務	・ 自動ドア2箇所 ・ 定期点検：3ヶ月に1回
サ	特殊建築物、建 築設備定期報 告調査業務	・ 設備検査 一式(毎年) ・ 建物検査 一式(隔年)

シ	消防用設備保守点検業務	消防法に基づく消防設備の点検 ・機器点検：年 1 回 ・総合点検：年 1 回
ス	ピアノ保守点検業務	・セミコンサートピアノ 1 台、アップライトピアノ 2 台 ・保守点検：年 4 回 ・調律、ハンマー、ペダル、ダンパー調整他
セ	トイレ洗浄脱臭剤定期検査業務	脱臭洗浄剤設置箇所 23 箇所 ・点検回数：年 6 回以上
ソ	臨時駐車場樹木管理業務	・薬剤散布、玉物刈込、高木剪定、高木支障枝剪定、抜取除草 除草剤散布：年 1 回
タ	一般廃棄物処理業務	・一般廃棄物の収集業務 ・月、水、金曜日に可燃ごみおよび不燃ごみの収集
チ	キッチン内清掃業務	はじまりのキッチン内清掃及び排水グリストラップ洗浄作業 ・年 1 回
ツ	消毒・害虫防除業務	コワーキングスペース内キッチン衛生管理 ・年 1 回

資料3 リスク分担表

種	類	リスクの内容	費用の負担区分	
			市	指定管理者
募集要項リスク	書類の誤り	募集要項等市が作成した書類によるもの。	○	
		申請書等指定管理者が作成した書類によるもの。		○
制度関連リスク	関係法令等の変更	施設、設備の設置基準等に関する法令等の変更によるもの。	○	
		指定管理者の管理運営の業務一般に関する法令の変更によるもの。		○
	税制の改正	施設の設置、管理運営業務に影響を及ぼす税制改正によるもの。	○	
		上記以外の一般的な税制改正によるもの。		○
維持管理リスク	運営コストの変動	金利の変更によるもの。		○
		物価の変動によるもの（公共料金を含む）。ただし、変動が著しい場合は別途協議による。		○
		指定管理者が利用料金の額を決定・変更したことによる利用者減、収入減によるもの。		○
	需要変動・施設競合	需要想定と実施結果との差異によるもの。 施設競合による利用者減、収入減によるもの。		○
	管理物件の損傷	管理物件の構造上の瑕疵によるもの。	○	
	計画の変更	市の指示により業務の全部又は一部を中止又は業務内容・費用負担を変更したことによるもの。	○	
		用途変更等、市の事情により施設の利用目的を変更したことによるもの。	○	
		指定管理者の事情によるもの。		○
	債務不履行	指定管理者の事業放棄や破綻などによる業務及び協定内容の不履行によるもの。		○
	資金調達	資金調達ができなかったことによる管理運営業務の中断等に関するもの。		○
	個人情報の漏洩	市の指示又は指導の不備、設備の瑕疵等によるもの。	○	
		指定管理者として構すべき措置の不備等、管理上の瑕疵によるもの。		○
	許認可の遅延、失効、取消	市が取得すべき業務の開始・継続に要する許認可の遅延等によるもの。	○	
		指定管理者が取得すべき業務の開始・継続に要する許認可の遅延等によるもの。		○
	運営リスク	管理運営上の瑕疵による臨時休館・利用不能等によるもの。		○
		管理物件の不備や施設改修等による臨時休館・利用不能等によるもの。	○	
	不可抗力	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費に関するもの（合理性が認められる範囲）	○	
不可抗力に伴う業務の履行不能に関するもの		協議事項		
	セキュリティー	指定管理者の警備不良によるもの。		○
社会リスク	周辺地域・住民及び利用者への対応	施設の管理運営に対する地域住民又は利用者からの要望、苦情、反対、訴訟に関するもの。		○
		施設設置及び施設の瑕疵に対する地域住民又は利用者からの要望、苦情、反対、訴訟に関するもの。	○	
		地域との協調に関するもの。		○
指定期間終了時		指定管理者の指定期間が終了した場合、又は指定を取消した場合の撤収に関するもの。		○

資料４ 施設利用実績（施設利用者のみ相談者は除く、R2はコロナによる閉館日あり）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	平均
利用者数	89,912 人	43,179 人	57,198 人	63,430 人
利用件数	4,425 件	3,442 件	4,276 件	4,048 件
開館日数	360 日	329 日	356 日	348 日

資料５ 利用料収入実績
収 入

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	平均
利用料収入	10,117,336 円	6,965,211 円	9,712,953 円	8,931,833 円

資料６ 減免実績

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	平均
５０％減免	件 数	０ 件	０ 件	０ 件	０ 件
	金 額	０ 円	０ 円	０ 円	０ 円
１００％減免	件 数	312 件	235 件	340 件	296 件
	金 額	1,520,950 円	980,340 円	1,444,030 円	1,315,107 円
合 計	件 数	312 件	235 件	340 件	296 件
	金 額	1,520,950 円	980,340 円	1,444,030 円	1,315,107 円

※平成２８年度より磐田市勤労者総合福祉センター条例施行規則を改正したことに伴い、過去３年間に５０％減免の対象となっていた団体のほとんどが１００％減免の対象へと変更になりました。

資料７ 光熱水費の内訳（※水道料金を「上下水道料金」に合算）

光熱水費＜内訳＞	令和元年度	令和２年度	令和３年度
電気料金	4,693,075 円	3,805,718 円	4,169,436 円
ガス料金	2,840,206 円	2,551,226 円	2,925,837 円
上下水道料金	614,229 円	490,844 円	469,699 円
合計	8,147,510 円	6,847,788 円	7,564,972 円

※電気使用料に関しては「スマートエナジー磐田㈱」と契約しています。

資料８ 委託業務の実績

業務名	令和元年度	令和２年度	令和３年度
樹木管理業務	1,542,200 円	1,551,000 円	1,551,000 円
警備保障業務	441,186 円	445,236 円	445,236 円
自家用電気工作物保守点検業務	183,120 円	184,800 円	184,800 円
エレベーター保守点検業務	621,300 円	627,000 円	627,000 円
ロールバックチェア保守点検業務	324,500 円	324,500 円	324,500 円
ピアノ保守点検業務	174,400 円	211,620 円	176,000 円
トイレ洗浄・脱臭検査業務	59,616 円	60,720 円	60,720 円
臨時駐車場樹木管理業務	樹木管理業務に含む	樹木管理業務に含む	樹木管理業務に含む
一般廃棄物処理	187,140 円	17,600 円	105,600 円
キッチン内清掃業務	128,480 円	０ 円	118,800 円
消毒・害虫防除業務	30,084 円	30,360 円	30,360 円
パートタイマー面接会場設営費	217,600 円	44,000 円	０ 円
合 計	3,909,626 円	3,496,836 円	3,624,016 円

※施設管理業務のうち、第３者へ再委託したものの実績です。

資料9 修繕実績

年 度	内 容	場 所	金 額
元	冷却水処理剤投入	冷却塔	21,600 円
	不具合箇所修繕	消防設備	106,650 円
	消耗部品取替	エレベーター	234,360 円
	L E D 照明器具取替工事	視聴覚室	495,000 円
	アスファルト舗装	駐車場	27,500 円
	照明安定器取替	相談室	11,000 円
	ランプ取替	管内	26,862 円
	非常照明器具及び誘導灯バッテリー取替	管内	179,300 円
	照明器具修理	工芸実習室	16,500 円
	水栓スパウト取替	給湯室	5,500 円
	カーテン修繕	第3会議室	97,900 円
	L E D 照明器具取替工事	視聴覚室	341,000 円
	ランプ取替	管内	174,900 円
	消耗部品取替	エレベーター	58,080 円
	外灯ランプ取替	北駐車場	13,200 円
			円
	合 計		1,809,352 円
2	冷却水処理剤投入	冷却塔	44,000 円
	故障に伴う修理	エレベーター	330,000 円
	警報機取替	機械警備機器	22,880 円
	非常照明器具取替	階段	168,740 円
	エアコン更新工事	相談室	467,500 円
	洗面台排水管修理	2 階女子トイレ	11,000 円
	北側駐車場外灯器具取替	駐車場	152,900 円
	ランプ取替	施設内	30,316 円
	換気扇取替	2 階障害者トイレ	26,400 円
	非常照明器具及び誘導灯バッテリー取替	全館	59,840 円
	小便器自動洗浄センサー取替	1 階男子トイレ	99,660 円
	パソコン不具合修繕	事務室	11,000 円
	製氷機修理	はじまりのキッチン	45,650 円
	不具合箇所修理	ミシン	12,100 円
	電話設備 U P S 取替	事務室	36,300 円
	パソコン不具合修繕	事務室	22,000 円
	パソコン不具合修繕	事務室	11,000 円
	合 計		1,551,286 円
3	グランドピアノキャスター取付	多目的ホール	30,800 円
	冷却水処理剤投入	冷却塔	22,000 円
	アスファルト舗装	駐車場	73,700 円
	非常照明・排煙窓修理	施設内	203,500 円
	ランプ取替	施設内	50,820 円
	前方扉ガラス修繕	視聴覚室	25,630 円
	サニタイザー（消臭装置）破損修理	2 階女子トイレ	48,620 円
	襖引手修理	第3会議室	444 円
	非常照明器具バッテリー取替	全館	93,500 円
	網戸取付	工芸実習室	19,030 円
	非常照明器具取替	施設内	153,120 円
	ランプ取替	施設内	54,571 円
	合 計		775,735 円

資料 10 個人情報取扱特記事項

磐田市（以下「甲」という）と指定管理者（以下「乙」という）は、個人情報の取扱いについて、この特記事項の定めに従うものとする。

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施処理するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この協定による業務の実施により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は指定管理者の指定が取り消された後においても同様とする。

2 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務の実施により知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知させ、その遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

（収集の制限）

第3 乙は、この協定による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務の実施により知り得た個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 乙は、この協定による業務の実施により知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写及び複製の禁止）

第6 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託等の禁止）

第7 乙は、この協定による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、あらかじめ甲の承諾を受けた場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

（資料等の返還）

第8 乙は、この協定による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等（当該資料等を複写し、又は複製したものを含む。）は、当該業務完了後又は履行中であっても甲の指示があったときは、直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示した方法によるものとする。

2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承認を受けたときは、甲立会いの下に、この協定による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等（当該資料等を複写し、又は複製したものを含む。）を廃棄することができる。

（苦情処理）

第9 乙は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 乙は、苦情を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、適宜、処理経過を報告しなければならない。

（事故発生時における報告）

第 10 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（調査）

第 11 甲は、乙がこの協定による業務を実施するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時に調査することができる。

（指示）

第 12 甲は、乙がこの協定による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（損害賠償）

第 13 甲は、乙が特記事項に違反したことにより甲に損害が発生したと認めるときは、損害賠償の請求をすることができるものとする。

資料 11 備品一覧

NO	備品番号	品名	規格	取得価格	取得日
1	10169	OA デスク	両袖机 IT010C-821W1460/0730	49,234	1993/05/14
2	10170	OA デスク	IT0 10C-821 (ダークグレー)	46,556	1993/07/06
3	10180	教卓	コクヨ SG-K125 W900*450*H900	38,110	1993/07/06
4	10181	長机	コクヨ KT-PS 60-R	38,728	1993/07/06
5	10182	長机	オカムラ 8184BD-M536	52,530	1993/07/06
6	10183	長机	オカムラ 8184BD-M536	52,530	1993/07/06
7	10184	長机	コクヨ KT-PS 60-R	38,728	1993/07/06
8	10185	長机	オカムラ 8184BD-M536	52,530	1993/07/06
9	10186	長机	オカムラ 8184BD-M536	52,530	1993/07/06
10	10187	長机	オカムラ 8184BD-M536	52,530	1993/07/06
11	10188	長机	オカムラ 8184BD-M536	52,530	1993/07/06
12	10189	長机	オカムラ 8184BD-M536	52,530	1993/07/06
13	10190	長机	オカムラ 8184BD-M536	52,530	1993/07/06
14	10191	長机	コクヨ KT-PS 60-R	38,728	1993/07/06
15	10192	長机	オカムラ 8184BD-M536	52,530	1993/07/06
16	10193	長机	オカムラ 8184BD-M536	52,530	1993/07/06
17	10194	長机	コクヨ KT-PS150WB	37,904	1993/06/08
18	10195	長机	コクヨ KT-PS150WB	37,904	1993/06/08
19	10196	長机	コクヨ KT-PS150WB	37,904	1993/06/08
20	10197	長机	コクヨ KT-PS150WB	37,904	1993/06/08
21	10198	長机	コクヨ KT-PS150WB	37,904	1993/08/02
22	10199	長机	コクヨ KT-PS150WB	37,904	1993/08/02
23	10200	長机	コクヨ KT-PS150WB	37,904	1993/08/02
24	10201	長机	コクヨ KT-PS150WB	37,904	1993/08/02
25	10202	長机	オカムラ 8184BD-M536	52,530	1993/07/06
26	10203	長机	オカムラ 8184BD-M536	52,530	1993/07/06
27	10204	長机	オカムラ 8184BD-M536	52,530	1993/07/06
28	10205	長机	オカムラ 8184BD-M536	52,530	1993/07/06
29	10206	長机	オカムラ 8184BD-M536	52,530	1993/07/06
30	10207	長机	オカムラ 8184BD-M536	52,530	1993/07/06
31	10208	長机	オカムラ 8184BD-M536	52,530	1993/07/06
32	10209	長机	オカムラ 8184BD-M536	52,530	1993/07/06
33	10210	長机	コクヨ KT-PS 60-R	38,728	1993/07/06
34	10211	長机	オカムラ 8184BD-M536	52,530	1993/07/06
35	10212	長机	オカムラ 8184BD-M536	52,530	1993/07/06
36	10213	長机	オカムラ 8184BD-M536	52,530	1993/07/06
37	10214	長机	オカムラ 8184BD-M536	52,530	1993/07/06
38	10215	長机	オカムラ 8184BD-M536	52,530	1993/07/06
39	10216	長机	オカムラ 8184BD-M536	52,530	1993/07/06
40	10217	長机	オカムラ 8184BD-M536	52,530	1993/07/06
41	10218	長机	オカムラ 8184BD-M536	52,530	1993/07/06
42	10219	長机	オカムラ 8184BD-M536	52,530	1993/07/06
43	10220	その他机類	工作机 コクヨ FW-W1	37,883	1993/07/06

			W1800*D750*H700		
44	10221	その他机類	工作机 コクヨ FW-W1 W1800*D750*H700	37,883	1993/07/06
45	10222	その他机類	工作机 コクヨ FW-W1 W1800*D750*H700	37,883	1993/07/06
46	10223	その他机類	工作机 コクヨ FW-W1 W1800*D750*H700	37,883	1993/07/06
47	10224	その他机類	工作机 コクヨ FW-W1 W1800*D750*H700	37,883	1993/07/06
48	10225	その他机類	工作机 コクヨ FW-W1 W1800*D750*H700	37,883	1993/07/06
49	10226	スツール	コクヨ CN-660KM (グレー・背付)	55,620	1993/07/06
50	10227	スツール	コクヨ CN-660KM (グレー・背付)	55,620	1993/07/06
51	10228	スツール	コクヨ CN-660KM (グレー・背付)	55,620	1993/07/06
52	10229	スツール	コクヨ CN-660KR (ローズ・背付)	55,620	1993/07/06
53	10230	スツール	コクヨ CN-660KM (グレー・背付)	55,620	1993/07/06
54	10231	スツール	コクヨ CN-660KM (グレー・背付)	55,620	1993/07/06
55	10232	スツール	1/4 円スツール イトキ LSR-109RAM M3	38,110	1993/06/08
56	10233	スツール	コクヨ CN-660KM (グレー・背付)	55,620	1993/07/06
57	10234	スツール	コクヨ CN-661KM (グレー・背無し)	43,260	1993/06/08
58	10235	スツール	コクヨ CN-660KR (ローズ・背付)	55,620	1993/07/06
59	10236	スツール	コクヨ CN-660KR (ローズ・背付)	55,620	1993/07/06
60	10237	スツール	コクヨ CN-660KR (ローズ・背付)	55,620	1993/07/06
61	10238	スツール	1/4 円スツール イトキ LSR-109RAM M3	38,110	1993/06/08
62	10239	スツール	1/4 円スツール イトキ LSR-109RAM M3	38,110	1993/06/08
63	10240	スツール	1/4 円スツール イトキ LSR-109RAM A2	38,110	1993/06/08
64	10241	スツール	1/4 円スツール イトキ LSR-109RAM M3	38,110	1993/06/08
65	10242	スツール	1/4 円スツール イトキ LSR-109RAM A2	38,110	1993/06/08
66	10243	スツール	1/4 円スツール イトキ LSR-109RAM A2	38,110	1993/06/08
67	10244	スツール	コクヨ CN-661KR (ローズ・背無し)	43,260	1993/06/08
68	10245	スツール	コクヨ CN-661KM (グレー・背無し)	43,260	1993/06/08
69	10246	スツール	コクヨ CN-661KR (ローズ・背無し)	43,260	1993/06/08
70	10247	スツール	コクヨ CN-661KR (ローズ・背無し)	43,260	1993/06/08
71	10248	スツール	1/4 円スツール イトキ LSR-109RAM A2	38,110	1993/06/08
72	10249	スツール	コクヨ CN-661KM (グレー・背無し)	43,260	1993/06/08
73	10250	ベンチ	アイチ LOTUS-35B	120,510	1993/06/07
74	10251	ベンチ	アイチ LOTUS-35B	120,510	1993/06/07
75	10252	ベンチ	フロアチェアー コクヨ CN730P	54,281	1993/07/06
76	10253	ベンチ	アイチ LOTUS-35B	120,510	1993/06/07
77	10254	ベンチ	アイチ LOTUS-35B	120,510	1993/06/07
78	10255	ベンチ	フロアチェアー コクヨ CN730P	54,281	1993/07/06
79	10256	ベンチ	アイチ LOTUS-35B	120,510	1993/06/07
80	10257	演台	コクヨ WA-15R W900*D445*11965	38,614	1993/07/06
81	10258	演台	ウチダ 95 型 357-5005	82,812	1993/07/06
82	10259	演台	コクヨ WA-15R W900*D445*11965	38,614	1993/07/06
83	10260	演台	ステージベース ウチダ C 型 357-5090	103,515	1993/07/06
84	10261	演台	司会者用 コクヨ WA-171T	51,500	1994/11/28

85	10262	献花台	花台 ウチダ 97 型 357-5007	37,625	1993/07/06
86	10263	物置台	音響専用テーブル サンサブリ SF-FD870	34,650	2013/01/31
87	10264	応接用テーブル	ITO NP-1275NK	34,608	1993/09/21
88	10265	角テーブル	光 脚 TF-060 (BK) 900*900*700	76,220	1993/05/14
89	10266	角テーブル	光 脚 TF-060 (BK) 900*900*700	76,220	1993/05/14
90	10267	角テーブル	光 脚 TF-060 (BK) 900*900*700	76,220	1993/05/14
91	10268	角テーブル	光 脚 TF-060 (BK) 900*900*700	76,220	1993/05/14
92	10269	角テーブル	光 脚 TF-060 (BK) 900*900*700	76,220	1993/05/14
93	10270	角テーブル	光 脚 TF-060 (BK) 900*900*700	76,220	1993/05/14
94	10271	角テーブル	光 脚 TF-060 (BK) 900*900*700	76,220	1993/05/14
95	10272	サイドテーブル	コクヨ CN-660T2	43,466	1993/07/06
96	10273	サイドテーブル	コクヨ CN-660T2	43,466	1993/07/06
97	10274	その他台	フラワーボックス光カスタム (40) 130*30	61,800	1993/05/14
98	10275	その他台	フラワーボックス光カスタム (30) 100*30	51,500	1993/05/14
99	10276	その他台	フラワーボックス光カスタム (40) 130*30	61,800	1993/05/14
100	10277	その他台	フラワーボックス光カスタム (40) 130*30	61,800	1993/05/14
101	10278	その他台	センターピンスタンド NK32123	65,817	1993/09/28
102	10279	その他台	フラワーボックス光カスタム (30) 100*30	51,500	1993/05/14
103	10281	その他テーブル	ガーデンテーブル オリバーテーブル FG-186-T	74,160	1993/05/14
104	10282	本棚	雑誌架 ZK-15FIN	41,685	2001/07/30
105	10283	本棚	マガジンスタンド ITO M-17849	48,018	1993/09/21
106	10284	その他戸棚	両開き保管庫・コクヨ両開き保管庫 BWN S-80F1	37,695	2005/03/31
107	10285	その他戸棚	両開き保管庫・コクヨ両開き保管庫 BMN S-80F1	37,695	2005/03/31
108	10286	その他戸棚	引違い保管庫・コクヨ UH-N 2 1 M	44,702	2005/03/31
109	10287	その他戸棚	両開き保管庫	35,700	2005/03/31
110	10288	書庫	S-D6355GAY S-D635AY	72,100	1991/12/25
111	10289	金庫	コクヨ HS-E31MW550/0570/H1000 190kg 110L	180,250	1993/05/14
112	10290	更衣ロッカー	オカムラ 4574 UZ-Z21	43,466	1993/05/14
113	10291	更衣ロッカー	オカムラ 4574 UZ-Z21	43,466	1993/05/14
114	10292	更衣ロッカー	アルファ S-1685WB ピンク 10 人用	137,402	1993/09/17
115	10293	更衣ロッカー	アルファ S-1685WB ピンク 10 人用	137,402	1993/09/17
116	10294	更衣ロッカー	アルファ S-1685WB グリーン 10 人 用	137,402	1993/09/17
117	10295	更衣ロッカー	アルファ S-1685 WB グリーン 6 人用	124,372	1993/08/02
118	10296	更衣ロッカー	アルファ S-1685 WB ピンク 6 人用	124,372	1993/08/02
119	10297	更衣ロッカー	アルファ S-1685WB グリーン 10 人 用	137,402	1993/09/17
120	10298	その他工作器具	七宝焼の窯	76,650	1999/05/10

		類			
121	10299	その他工作器具類	七宝焼電気炉 SF-2 型	72,100	1994/01/21
122	10300	その他機械器具類	除湿機（ピアノ用）日立 RD-567LA	39,140	1993/10/25
123	10302	ＯＨＰ	エルモ HP-A305	86,730	1998/05/20
124	10303	照明器具	調光卓 レプリコン	721,980	2009/10/16
125	10304	洗濯機	ナショナル NA-F35A1	39,655	1993/08/02
126	10305	テープレコーダー	ダブルカセットデッキ ティアック 202MKⅡ	37,800	2013/01/31
127	10309	電話器	PテレホンC（ピンク電話）	110,250	2005/05/17
128	10313	プレーヤー	CDプレーヤー・ビクター GP-250	57,540	2005/03/31
129	10314	放送装置	放送装置（アンプ）・Panasonic WA-935	231,000	2005/03/31
130	10315	マイクロフォン	ワイヤレスマイクホン インストラクター型 パナソニック WX-4700B	30,450	2013/01/31
131	10316	音響装置	ワイヤレスチューナー パナソニック WX-UR504	136,500	2013/01/31
132	10317	音響装置	ワイヤレスチューナーユニット パナソニック WX-UD500	34,650	2013/01/31
133	10318	音響装置	デジタルマルチプロセス パナソニック WZ-DM304	161,700	2013/01/31
134	10319	音響装置	ワイヤレスチューナーユニット パナソニック WX-UD500	34,650	2013/01/31
135	10320	音響装置	システムラック パナソニック WL-R02	49,350	2013/01/31
136	10321	音響装置	コンパクトミキサー パナソニック WR-X02	87,150	2013/01/31
137	10322	音響装置	電源制御ユニット パナソニック WU-L61	34,650	2013/01/31
138	10323	音響装置	ステージユニット ローランド S-1608	105,000	2013/01/31
139	10324	音響装置	デジタルミキサー ローランド M-300	283,500	2013/01/31
140	10325	録音装置	ipod 対応 CD デッキ ティアック CD-2001B	37,800	2013/01/31
141	10326	録音装置	BD レコーダー パナソニック DMR-BRT220	35,700	2013/01/31
142	10327	録音装置	カセットデッキ 112Mk2	63,000	1997/10/07
143	10328	スポットライト	NQ31133 ハロゲン 1000W	233,398	1993/09/28
144	10329	プロジェクター	富士通 PJ-X1700	98,000	2010/03/10
145	10330	その他消防器具類	防災監視システム P型1級受信機複合盤	1,669,500	2010/03/29
146	10332	釜	茶道用合金製朝鮮風炉	90,640	1993/11/12
147	10333	釜	真塗道安風炉	60,255	1994/10/01
148	10336	茶道具一式	朝鮮式風炉	100,000	2005/07/15
149	10337	茶道具一式	茶道具・野点傘	96,820	2005/03/31
150	10338	茶道具一式	掛軸・戸上明道和尚一行軸「平常心是道」	45,000	2005/03/31
151	10339	流し台	ウチダ 318-1360 ビジネスキッチン	67,774	1993/07/06
152	10340	流し台	ウチダ 318-1360 ビジネスキッチン	67,774	1993/07/06
153	10341	揚物器	NB-TGFL-35	118,650	2010/06/23
154	10343	暗幕	東リ KY8628 (No. 6) W4800*H2120	31,500	1998/06/01
155	10344	暗幕	東リ KY8628 (No. 6) W4800*H2120 遮	31,500	1998/06/01

			光カーテン		
156	10345	黒板	コクヨ BB-R236AW1WI (1925*540*1800) 回転式	43,826	1993/07/06
157	10346	黒板	コクヨ BB-R236AW1WI (1925*540*1800) 回転式	43,826	1993/07/06
158	10347	黒板	コクヨ BB-R636W1WI 回転式	38,850	2002/10/09
159	10348	黒板	コクヨ BB-R234AW1WI	35,771	1993/07/06
160	10350	衝立	屏風・水屋屏風	46,350	2005/03/31
161	10351	衝立	衝立 (金屏風)・KC-66	48,800	2005/03/31
162	10352	スクリーン	オーエス PT24428488	40,000	2010/03/10
163	10353	スクリーン	OHP スクリーン エルモ HS-3A	37,170	1998/05/20
164	10354	ピアノ	アップライトピアノ ヤマハ WX	800,000	1993/09/07
165	10355	ピアノ	ペーゼントルファ 225 (セミコンサートピアノ)	7,300,000	1993/09/07
166	10356	ピアノ	アップライトピアノ カワイ BS-3N	600,000	1993/09/07
167	10357	支柱	バドミントン支柱 (インディカ兼用) セノ 4510	36,770	1993/08/09
168	10358	卓球台	卓球台・カワイ KS-600SB	60,255	2005/03/31
169	10359	卓球台	卓球台・カワイ KS-600SB	60,255	2005/03/31
170	10360	日本画	山本 桂 作 150 号	500,000	1993/09/07
171	10361	洋画	鈴木儀一 作 100 号	500,000	1993/09/07
172	10362	洋画	伊藤靖夫 作 30 号	100,000	1993/11/02
173	10363	洋画	求 正美 作 (オウム貝と久美ちゃん)	3,051,500	2003/02/05
174	10364	書	大草大花 作 (霊)	100,000	1993/09/07
175	10365	書	(無想) 大草大花 作	100,000	1993/09/07
176	10366	書	大草大花 作 (長)	100,000	1993/09/07
177	10367	その他美術品類	篆刻 駒形蒼岳 (松夫) 作	100,000	1993/09/07
178	10368	ミシン	ホーダブルミシン・(株)ジューキパニオン パニオン 1000	45,578	2005/03/31
179	10370	ミシン	ミシン・(株)ジューキコンパニオン 4600	45,000	2006/04/27
180	10371	ミシン	ミシン・ジューキロックミシン BL 34	84,000	2005/03/31
181	10372	ミシン	ミシン・(株)ジューキコンパニオン 4600	45,000	2006/04/27
182	10373	車椅子	車椅子	1	1995/09/01
183	10374	案内板・掲示板	行事案内板	112,528	1993/10/19
184	10375	パネル	SNP-E43MN 展示用パネル	47,985	2002/10/02
185	10376	パネル	SNP-E43MN 展示用パネル	47,985	2002/10/02
186	10377	その他雑器具類	スモキングスタンド 杓ク YA 0823 S	37,080	1993/06/08
187	10378	その他雑器具類	クラブベース	82,400	1993/10/25
188	10379	その他雑器具類	フロッピー巻取機 カワイ FRC-172	97,232	1993/07/06
189	10380	その他雑器具類	傘立て ウチダ AR-3 357-2043	58,658	1993/07/06
190	10381	その他雑器具類	傘立て ウチダ AR-3 357-2042	58,658	1993/07/06
191	10382	その他雑器具類	音響反射板 ACS-3 トラベルマスター・フィラ	218,875	1994/05/27

192	10383	その他雑器具類	傘立て ウチダ AR-3 357-2043	58,658	1993/07/06
193	10385	その他雑器具類	音響反射板 ACS-2 トラベ ルマスター・シェル	306,425	1994/05/27
194	10386	その他雑器具類	スモキング スタンド ホトク YA0823 S	37,080	1993/06/08
195	10387	その他雑器具類	防湿カバー（ピアノ用） 名入り	56,650	1993/10/25
196	10388	その他雑器具類	スモキング スタンド ホトク YA0823 S	37,080	1993/06/08
197	10389	その他雑器具類	スモキング スタンド ホトク YA0823 S	37,080	1993/06/08
198	10390	その他雑器具類	傘立て ウチダ AR-3 357-2042	58,658	1993/07/06
199	10391	その他雑器具類	屑入れ ウチダ S7 型 357-1290	30,900	1993/06/08
200	10392	その他雑器具類	音響反射板 ACS-3 トラベ ルマスター・ファイ	218,875	1994/05/27
201	10393	その他雑器具類	傘立て ウチダ AR-3 357-2042	58,658	1993/07/06
202	10394	その他雑器具類	傘立て ウチダ AR-3 357-2042	58,658	1993/07/06
203	10395	その他雑器具類	音響反射板 ACS-2 トラベ ルマスター・シェル	306,425	1994/05/27
204	10396	その他雑器具類	音響反射板 ACS-2 トラベ ルマスター・シェル	306,425	1994/05/27
205	10397	その他雑器具類	グランドピアノ運搬台車	325,480	1993/10/25
206	10399	茶道具一式	炉用茶釜「肩衝鬼面」アルミ合金製	58,668	2012/03/08
207	52717	映写機	プロジェクター NEC NP-V332XJD	74,520	2016/10/18
208	53593	映写機	プロジェクター NEC NP-V332XJD	70,200	2017/03/27
209	54632	レジスター	レジスター カシオ TE-400WE	44,496	2017/09/25
210	54633	角テーブル	オカムラテーブル L677AS-MQ87	43,853	2017/9/15
211	54634	角テーブル	オカムラテーブル L677AS-MQ87	43,853	2017/9/15
212	54635	角テーブル	オカムラテーブル L677AS-MQ87	43,853	2017/9/15
213	54636	角テーブル	オカムラテーブル L677AS-MQ87	43,853	2017/9/15
214	54637	角テーブル	オカムラテーブル L677AS-MQ87	43,853	2017/9/15
215	54638	角テーブル	オカムラテーブル L677AS-MQ87	43,853	2017/9/15
216	54639	角テーブル	オカムラテーブル L677AS-MQ87	43,853	2017/9/15
217	54640	角テーブル	オカムラテーブル L677AS-MQ87	43,853	2017/9/15
218	54641	角テーブル	オリバーSCG-827A	93,960	2017/09/26
219	54642	角テーブル	オリバーSCG-827A	93,960	2017/09/26
220	54643	キャビネット	オカムラ DNCICX Z975	47,520	2017/09/26
221	55358	角テーブル	オカムラテーブル L677AS-MQ87	38,772	2017/09/26